

韓国の情報通信網法の主な改正内容

— 法定損害賠償制度の導入、及び、売上高の3%の課徴金賦課など —

去る5月2日、韓国の放送通信委員会は、オンライン上における個人情報の漏洩に対する処罰及び損害賠償を大幅に強化することを主な内容とする「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」(以下、「情報通信網法」といいます。)が国会の本会議を通過したことを明らかにしました。

1. 因果関係の立証無しに売上高の3%以内の課徴金賦課が可能に

現行法では、技術的・管理的保護措置義務の違反と漏洩事故との因果関係が立証されなければ、個人情報を漏洩した企業に対し、課徴金(金額は最大1億ウォン)を賦課することができません。ところが、今回の情報通信網法の改正により、個人情報の漏洩時、事業者が個人情報の保護措置(法第28条第1項2号ないし5号)をきちんと履行しなかった場合、その技術的・管理的保護措置の不備と漏洩事故との因果関係についての証明がなくとも、関連売上高の3%以内の課徴金を賦課することができるようになりました(法第64条の3第1項の改正)。さらに、利用者の同意を得ずに個人情報を収集した場合など、各種の個人情報関連の違反行為についても、同一の制裁基準が適用されます。

このように、個人情報を漏洩した企業に対する処罰が強化されることにより、情報通信網法上要求される個人情報の保護措置に不備があった場合、情報漏洩の事故が発生した場合に保護措置義務違反によって直ちに巨額の課徴金を課される可能性がありますので、事業者は情報漏洩事故時の課徴金を免れるため、事前に個人情報の保護措置をさらに徹底する必要があります。

2. 個人情報漏洩の被害者に対する法定損害賠償制度の導入

今回の情報通信網法改正案において特に目立つのは、個人情報漏洩による損害額の立証がなくとも、最大300万ウォンの損害賠償請求が可能になったということです(法第32条の2の新設)。改正情報通信網法によると、事業者が同法第4章(個人情報の保護)に違反すれば、自己の個人情報が紛失・盗難・漏出した被害者は、自分の損害額を具体的に立証しなくとも最大300万ウォン以下の範囲で法定損害賠償請求をすることが可能になりました。

これまで国内で行われた個人情報の漏洩による損害賠償請求訴訟の事例を見てみると、被害者に認められた損害賠償額は、慰謝料名目の20万ウォン前後がほとんどであり、住民登録番号が流出した被害者の場合はそれでもある程度の損害賠償額が認められましたが、そうでない場合に認められる損害額は微々たるものでした。つまり、これまで個人情報の漏洩事故が発生した場合、被害者が損害賠償を請求するため、生じた損害を主張・立証しなければならなかったのですが、具体的な賠償基準がない上、個人情報漏洩による損害額の立証が難しいために、情報漏洩による被害者の救済にも限界がありました。このように損害賠償請求が難しいため、個人情報の保護に本腰を入れない企業も多いのではないか、という批判の声も高かったところです。

今回の情報通信網法の改正により、法定損害賠償請求が認められるとともに、被害者の救済が容易になるものと見られ、今後類似した訴訟において裁判所が認める損害賠償額も上昇する可能性が高くなると考えられます。一般市民の大多数が情報通信サービスを幅広く利用しているなか、今回の法改正により予想される損害賠償額の上昇に対して企業も少なからず負担を感じていると考えられ、企業が自らの個人情報保護措置を一層強化するきっかけになると予想されます。

3. スпамメール遮断のための制度補完

携帯電話のテキストメッセージとは異なり、従来の場合、電子メール・ホームページの掲示板等は、事前に同意を得なくとも営利目的の広告性情報の送信が可能でしたが、今回の法改正により、全ての電子的伝送媒体において、利用者の事前同意を得た場合に限り、営利目的の広告性情報を送信することができるよう制限されました。また、事前同意を得たとしても、受信者がこれを撤回したり、又は受信拒否の意思を表示すると、伝送を禁止しなければなりません(法第50条の改正)。

「スパム」メールは、一方的かつ大量に伝達されるメールであって、無差別に配信されて利用者の時間及びコストを無駄にする要因となっており、さらに、最近はウイルスをまき散らすなどの犯罪手段としても利用されています。従って、これに対する規制の強化は一般市民の生活に直結する非常に効果的な措置であると考えられます。

4. 個人情報事故時の2次被害の防止及び事前漏洩防止措置の強化

今回の改正案は、個人情報が漏洩された場合、24時間以内に迅速に利用者に知らせ(法第27条の3第1項の改正及び第2、3項の新設)、保有期間が経過した個人情報を破棄する場合、復旧・再生することができない措置を取って二次被害を防止するようにしました(法第29条第1項の改正)。

個人情報破棄の際にこれを復旧・再生できないようにする規定は、既に「個人情報保護法」にある内容(個人情報保護法第21条第2項)を追加したものです。但し、個人情報保護法とは異なり、上記の規定を守らない場合、「2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金」の刑事罰が課せられるので、注意しなければなりません(法第73条1号の2の新設)。企業の立場からは、上記の規定を遵守するために、データベース・サーバーに保存された個人情報をタイムリーに適切な方法で破棄するような政策・技術的努力が必要と考えられます。

5. 必要最小限の情報以外の個人情報提供の強要禁止

情報通信サービスの提供者は、思想・信条や労働団体加入歴・犯罪経歴等のデリケートな情報(敏感情報)の場合、本人の同意を得るか、又は他の法律に基づいて収集することができる場合にも、必要な範囲で最小限でしか収集してはならず(法第23条第1項)、「必要最小限」の情報以外の個人情報を提供しないことを理由にサービスの提供を拒否することは禁止されます(法第23条第2項)。そして、今回の改正案は、「必要最小限の個人情報」の意味を「当該サービスの本質的な機能を遂行するために必ず必要な情報」とし、より詳細な基準を設定しておいたという点に意味があります(法第23条第3項)。

これは、業界で広く利用されている情報提供の同意手続が過度な情報収集の手段として悪用されている実情を正し、企業の不要な情報保有によって情報漏洩事故の被害が拡大することを防ぐための改正と考えられています。これにより、オンラインにおける個人情報の収集過程において、不要な個人情報の収集までサービス利用の条件にすることができず、提供すべき情報のうち、必須・選択項目が別々に区別されなければなりません。特に、選択項目については、情報提供に同意しなくともサービスの利用が可能であることが必ず告知されなければならないなど、改正に伴い、個人情報の収集方法の見直しが必要であると判断されます。

個人情報の漏洩、及びそれによる被害が深刻な社会問題として浮上することにより、漏洩事故に対する対応はもちろん、個人情報保護のための先制的な対応を整備する必要性が日増しに増加しています。このため、情報通信網法改正により、個人情報漏洩と関連して事業者に対する規制や処罰が一層強化されており、企業のリスク管理の観点からも個人情報に対する侵害を事前に防止する必要性がさらに高まったといえるでしょう。

上記の改正法は、11月初めに施行される予定です。上記のような改正案の要旨と意義を考慮し、これに適した個人情報保護方針の樹立及びシステムの構築など、万全の準備をしなければならないと思われます。

<個人情報保護専門チームの紹介>

最近、個人情報の漏洩問題が深刻な社会問題となっており、個人情報の漏洩事故に対する事後対応はもちろん、個人情報保護のための事前の対応策を整備する必要性がますます高まっています。法務法人世宗の個人情報保護チームは、情報保護に関する規制及び法令への深い理解と豊かな実務経験はもちろん、情報処理システムの技術的な専門知識をも有し、情報保護のための業務プロセスの整備及び情報処理システムの構築に必要な総合的なコンサルティングサービスを提供しており、情報漏洩事故に関する民事訴訟・刑事訴訟においても優れた実績を上げています。

さらに、法務法人世宗では、個人情報保護分野における専門家として活躍してきた尹鍾秀(ユン・ジョンス)前部長判事を迎え入れ、専門能力を一層強化しました。尹(ユン)弁護士は、過去21年間、ソウル中央地方裁判所、ソウル高等裁判所、ソウル北部地方裁判所部長判事等を歴任し、現在、個人情報保護委員会、韓国著作権委員会、コンテンツ紛争調整委員会、公共データ紛争調整委員会の各委員、インターネット検索サービスの発展のための諮問委員会の委員長として活動しています。

上記の内容につきまして、ご質問等がおありの方は、下記の連絡先までご連絡ください。より詳しい内容についてご相談を承ります。

-
- | | |
|---------------------------------|---|
| ● Jong-Soo Yoon(パートナー弁護士) | TEL. 02 316 4040 E-Mail. jsyoon@shinkim.com |
| ● Yoon-Hee Kim(パートナー弁護士、日本語対応可) | TEL. 02 316 4025 E-Mail. yhekim@shinkim.com |
| ● Hyun-Jeong Kang(パートナー弁護士) | TEL. 02 316 4080 E-Mail. hjkang@shinkim.com |
-

Chambers Asia-Pacific Awards 2014
South Korea Law Firm of the Year : Shin & Kim



法務法人 世宗
SHIN&KIM

The content and opinions expressed within SHIN & KIM's regular newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

<http://www.shinkim.com>